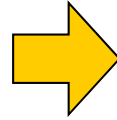


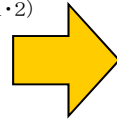
法人事業税

資本金 1 億円超の普通法人 (注1・2)



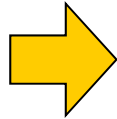
外形標準課税		所得割 1.0%
付加価値割 1.2%	資本割 0.5%	
		特別法人事業税 2.6%相当

資本金 1 億円以下の普通法人 (注1・2)
や公益法人など (注3)



所得割	7.0% (注4)	特別法人事業税 2.6%相当
------------	-----------	-------------------

電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人



(1) 電気供給業 (送配電事業)、ガス供給業 (導管事業)、保険業を営む法人

収入割	1.0%	特別法人事業税 0.3%相当
------------	------	-------------------

(2) 電気供給業 (小売・発電事業等) を営む資本金 1 億円超の普通法人 (注1・2)

付加価値割 0.37%	収入割	0.75%	特別法人事業税 0.3%相当
資本割 0.15%			

(3) 電気供給業 (小売・発電事業等) を営む資本金 1 億円以下の普通法人 (注1・2) 等

所得割	収入割	特別法人事業税 0.3%相当
1.85%	0.75%	

(4) ガス供給業 (特定ガス供給業 (注5)) を営む法人

付加価値割 0.77%	収入割	0.48%	特別法人事業税 0.3%相当
資本割 0.32%			

(注1) 当分の間、資本金1億円以下の普通法人のうち、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和7年4月1日施行)
 (注2) 資本金1億円以下の普通法人のうち、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和8年4月1日施行)
 (注3) 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については、所得割:4.9%、特別法人事業税:所得割額の34.5%の税率が適用される。
 (注4) 所得割の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。なお、法人事業税の制限税率は、標準税率の1.2倍(資本金1億円超の普通法人の所得割については、標準税率の1.7倍)。
 (注5) 特定ガス供給業とは、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者が行うガス供給業(導管事業を除く)をいう。その他のガス供給業(導管事業を除く)については、他の一般の事業と同様の課税方式。